第7章 米国

第7章 米国

第7章	米国	175
1. 🗉	国家統治の概観	175
2. 7	大統領行政府及び行政各省	178
(1	1)大統領行政府	178
(2	2)行政各省	180
3. 9	中央省庁間における「連携」	182
4. 7	スポーツ担当省	185
(1	1)保健福祉省 '体力づくり,スポーツ,栄養に関する大統領諮問委員会((PCFSN) '
		185
(2	2)USOC(米国オリンピック委員会)	193
5. 7	スポーツ担当省庁と他省庁の「連携」	197
(1	1)スポーツを通じた健康増進	198
(2	2)障害者スポーツの振興	200
6 🖠	参考文献	202

第7章 米国 1

1. 国家統治の概観

米国の立法、行政、司法の三権は合衆国憲法の定めにより厳格な分離独立が図られ、行政権は合衆国憲法第2条第1節第1項において「大統領に属する」と規定されている。

そのため、米国政府が政府組織を公式に図示する場合、合衆国憲法を頂点とし、その下に立法府(Legislative Branch)、行政府(Executive Branch)、司法府(Judicial Branch)を並べ、大統領を長に据えた行政府の下に行政各省(Executive Agencies)²を、さらに独立機関及び公社(Independent Establishment and Government Corporations)をアルファベット順で列挙したものが垂直的な線で結ばれる。これは、大統領の行政権が行政府にとどまらず行政各省と独立機関及び公社に及ぶことを示し、さらに、行政府の全構成員、行政各省、独立機関、公社の長が、大統領に対して報告義務を負うことを示している。

行政府は、大統領、副大統領、大統領行政府(EOP: Executive Office of the President)からなる。大統領行政府は大統領の補佐機関であり、ホワイトハウス・オフィス(White House Office)、副大統領事務局(Office of the Vice President)、大統領行政府機関(Agencies of the Executive Office of the President)が設置されている。ホワイトハウス・オフィスは複数の Office 3 からなり、これらの Office は大統領令(Executive Order;行政命令とも訳される)を根拠として特定の政策のために新設、廃止される。また、単なる事務局にとどまらず、所属するスタッフは大統領の側近として時として閣僚以上に大統領に対する影響力を持ち、政策決定過程で重要な役割を果たす 4 。いっぽう、大統領行政府機関は、大統領令でなく法律を設置根拠とした常設の政策調整・諮問機関である。

行政各省は、15 の省(Department)からなる。行政各省の新設、廃止、改編、ならびに機能や権限の見直しや再配分は、連邦議会が制定する法律により行われる。また、設置期間が3年を超えない諮問会議や委員会等の一時的な組織については法律または大統領令で行うことができるとされる5。15 の省の長である長官(Secretary)は、我が国の省大臣のように国会議員が就任することはなく、大統領が上級公務員や民間人のなかから人選のうえ、上院の助言と承認を経て任命する。これら 15 人の長官は内閣(Cabinet)の閣僚メンバーとして、閣議において大統領と直接意見交換を行う6。

参考までに、2013 年における対円年平均為替レートは、1 ドル=97.57 円である。

.

¹ 本章において米国の通貨を表す場合は、ドル又は US\$と表記する。

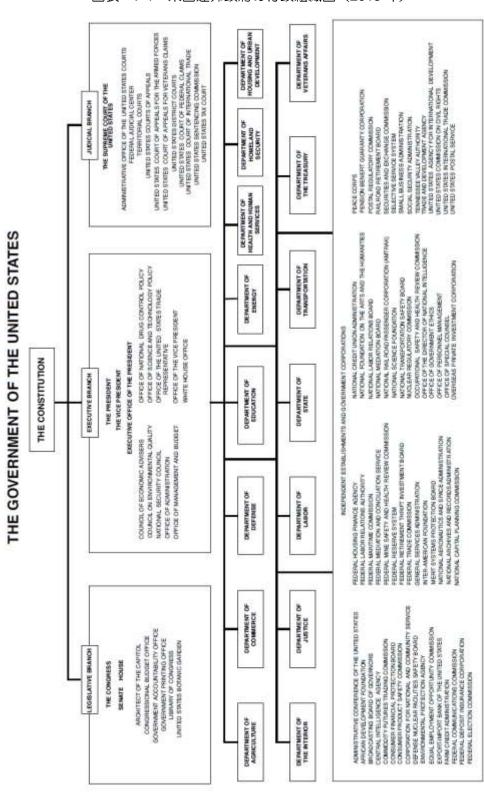
算出根拠:OANDA, Average Exchange Rates (bid rate) http://www.oanda.com/currency/average ² 米国の Executive Branch は執行府、Executive Agency は行政官庁、行政部、執行機関などとも訳される。

³ 米国連邦行政府の Office は行政組織の階層構造における位置を示す名称ではないため、Office の下に Office が入れ子のように設置される例が多々みられる。そのため、局、室、部、課など、当該組織の階層 構造に応じた適切と考えられる和訳を充てて位置づけを理解するほかない。

⁴ 廣瀬淳子(2007) 「アメリカの大統領行政府と大統領補佐官」レファレンス 2007.5, p.45

⁵ 省庁の設置法では長官の組織編成権が規定されている場合が多いが、このような規定がなくとも、各省の長官にはその省の内部組織の編成権があると解されている。

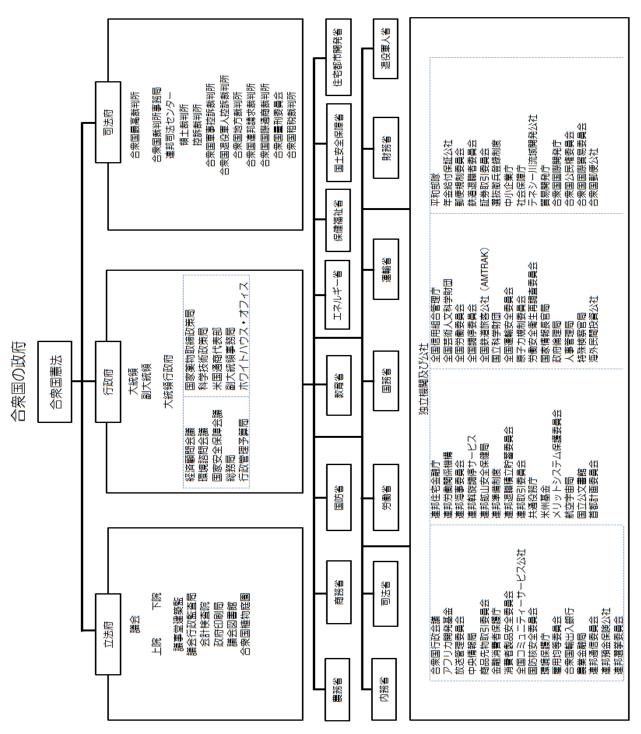
⁶ 米国の Cabinet は大統領顧問団とも訳され、大統領に対する諮問機関の役割を果たしている。しかし大統領の政策決定は、閣議に諮ることを要件としない。オバマ政権の閣僚は、副大統領及び 15 人の各省長官のほか、大統領首席補佐官、行政管理予算局長、環境保護庁長官、通商代表、国連大使、大統領経済諮問委員長、中小企業庁長官で構成されている。http://www.whitehouse.gov/administration/cabinet



図表-7-1 米国連邦政府の行政組織図(2013年)

(United States Government Manual 2013 Edition, p.22) ⁷

⁷ U.S. Government Printing Office, United States Government Manual http://www.gpo.gov/fdsys/browse/collection.action?collectionCode=GOVMAN



図表 7-2 米国連邦政府の行政組織図(図表-7-1)の日本語訳8

(United States Government Manual 2013 Edition, p.22 の行政組織図を日本語訳したもの)

⁸ 米国の行政組織はその名称から地位や位置づけ、建制順などを読み取ることができない。各行政組織の日本語訳にあたって独立機関は本来「庁」ないし「機構」と訳すことを原則としたが、例えば CIA のように独立機関であっても伝統的に中央情報'局'と呼ばれている組織などは、伝統に逆らわないのが無難である。

2. 大統領行政府及び行政各省

(1) 大統領行政府

① 設置根拠

大統領行政府(EOP: Executive Office of the President)は、1938 年 9 月 8 日にルーズベルト大統領が 1939 年再編法及び大統領令(EO8248)により設置したのが始まりである。その後現在に至るまでの大統領行政府内の組織の設置は、大統領令(Executive Order)によるもの、個別法(例えば環境諮問会議は 1969 年国家環境政策法)など立法措置によるものがある。

図表-7-3	大統領行政府内組織の設置年及	び設置権	艮拠

名称	設置年	設置根拠10
ホワイトハウス・オフィス(White House Office)	1939	3U.S. Code § 105
公邸 (Executive Residence)	1939	3U.S. Code § 105
総務局(Office of Administration)	1977	EO12028
国家安全保障会議(National Security Council)	1949	50U.S. Code § 3021
国土安全保障会議(Homeland Security Council)	1989	6U.S. Code § 491
経済諮問会議(Council of Economic Advisers)	1946	15U.S. Code § 1023
副大統領事務局(Office of the Vice President)	1939	3U.S. Code § 105
行政管理予算局(Office of Management and Budget)	1970	3U.S. Code § 501
国家薬物取締政策局(Office of National Drug Control Policy)	1989	21U.S. Code § 1702
科学技術政策局(Office of Science and Technology Policy)	1976	42U.S. Code § 6611
合衆国通商代表部(Office of the United States Trade Representative)	1974	19U.S. Code § 2171
環境諮問会議(Council on Environmental Quality)	1970	42U.S. Code § 4372

⁽ホワイトハウスウェブサイト及び EOP の FY2014 議会予算資料より整理) 11

以上のほかに、大統領行政府には大統領諮問委員会(President's Council)や大統領諮問会議(President's Advisory Board)、ホワイトハウス委員会(White House Council)などの各種組織が多数設置されている。特定の政策課題に関して大統領に助言することを目的に大統領令により設置され、組織を構成する委員は政府外の一般市民から 20 人程度が選ばれることが一般的で、大統領が任命し、設置期間は2年間とするものがほとんどである。

これらの組織には、その名称いかんにかかわらず、助言会議(Advisory Board)としての機能を有するものと有しないものがある。助言会議の機能を有する組織は、設置根拠となる大統領令において大統領に直接助言する機能を付されており、設置目的を達成するためにあらゆる政府機関と協働する¹²。いっぽう、助言会議としての機能を有しないその他の組織は、何れかの省内に事務局が設置され、当該省の予算で経費が支弁され、当該省の長官

⁹ 参考: 廣瀬淳子(2010)「オバマ政権の大統領行政府とホワイトハウスの機構ーアメリカにおける行政機関の再編」外国の立法 246(2010.12)国立国会図書館調査及び立法考査局

¹⁰ 設置根拠のうち合衆国法典(U.S. Code)の条項となっているものは、大統領令及び個別法ならびに関連する連邦機関規則(Statute)の連邦規則集(CFR: Code of Federal Regulations)と併せて合衆国法典に編纂されたものである。

¹¹ The White House, The Administration, Executive Office of the President http://www.whitehouse.gov/administration/eop

Executive Office of the President, Fiscal Year 2014 Congressional Budget Submission

http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/docs/2014-eop-budget1_0.pdf

¹² The White House, Other Advisory Boards

http://www.whitehouse.gov/administration/other-advisory-boards

を通じて大統領に助言を行う機能を付されている、という機能上の違いがある。 2014年8月現在、助言会議の機能を有するものは以下の6つのみである。

図表-7-4 助言会議(Advisory Board)機能を有する組織 2014 年 8 月現在

名称				
<u> </u>	八机限力			
雇用・競争力に関する大統領諮問委員会	President's Council on Jobs and Competitiveness	2011.1.31 EO13564		
大統領情報活動諮問会議及び情報活動監視 のための諮問会議	President's Intelligence Advisory Board and Intelligence Oversight Board	1981.12.4 EO12334 2008.2.29 EO13442		
大統領経営諮問会議	President's Management Advisory Board	2010.4.19 EO13538		
コミュニティ問題解決のためのホワイトハウス委員会	White House Council for Community Solutions	2010.12.14 EO13560		
アジア系アメリカ人及び太平洋諸島民に係るホワイトハウスイニシアティブ及び大統領助言委員会	White House Initiative and President's Advisory Commission on Asian Americans and Pacific Islanders	2009.10.14 EO13515		
大統領国際開発諮問会議	President's Global Development Council	2012.2.9 EO13660		

(ホワイトハウスウェブサイトの記述を整理) ¹³

② 予算及び定員

図表-7-5 大統領行政府の予算推移(金額単位:千ドル)

マ竺石口	FY2012	FY2013	FY2014	FY2014
予算項目 	法定予算	暫定予算	予算見積	定員
大統領への報酬	450	450	450	1
ホワイトハウス	56,974	57,323	55,110	450 人
大統領公邸	13,425	13,507	12,768	96 人
大統領公邸修繕・営繕費	750	755	750	1
総務局	112,952	113,643	113,135	230 人
国家安全保障会議及び国土安全保障会議	13,048	13,128	12,621	77 人
経済諮問会議	4,192	4,218	4,192	26 人
大統領特別補佐(副大統領事務局)	4,328	4,354	4,328	24 人
副大統領公邸	307	309	307	
行政予算管理局	89,456	90,003	93,397	506 人
国家薬物取締政策局	24,500	24,650	22,647	96 人
予備費	988	994	1,000	
金融サービス・政府一般歳出予算法に基づく歳出合計	321,370	323,334	320,705	1
科学技術政策局	4,500	4,527	5,658	32 人
合衆国通商代表部	51,251	51,565	56,170	254 人
商務・司法・科学歳出予算法に基づく歳出合計	55,751	56,092	61,828	ı
環境諮問会議	3,148	3,168	3,009	24 人
内務・環境歳出予算法に基づく歳出合計	3,148	3,168	3,009	
大統領行政府歳出合計	380,269	382,594	385,542	_
IT 活用による効率化推進(Data Driven Innovation)	5,000	15,092	14,000	_
国家薬物取締政策局プログラム	332,744	340,095	288,776	_
総合計	718,013	737,781	688,318	1,814 人

(大統領行政府 FY2014 議会予算資料より整理) 14

¹³ The White House, The Administration, Other Advisory Boards http://www.whitehouse.gov/administration/other-advisory-boards

¹⁴ Executive Office of the President, Fiscal Year 2014 Congressional Budget Submission http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/docs/2014-eop-budget1_0.pdf

(2) 行政各省

① 設置根拠

図表-7-6 行政各省の設置年及び設置根拠

		設置年	設置根拠法
国務省	Department of State (DOS)	1789	22 U.S. Code § 2651
財務省	Department of the Treasury	1789	31 U.S. Code § 301
司法省	Department of Justice (DOJ)	1789	28 U.S. Code Chapter 31
内務省	Department of the Interior (DOI)	1849	43U.S. Code § 1451
農務省	Department of Agriculture (USDA)	1862	7U.S. Code § 2201
商務省	Department of Commerce (DOC)	1903	15U.S. Code § 1501
労働省	Department of Labor (DOL)	1913	29U.S. Code § 551
国防総省	Department of Defense (DOD)	1947	10U.S. Code § 113
保健福祉省	Department of Health and Human Services (HHS)	1953	42U.S. Code § 3501
住宅都市開発省	Department of Housing and Urban Development (HUD)	1965	42U.S. Code § 3532
運輸省	Department of Transportation (DOT)	1966	49U.S. Code § 102
エネルギー省	Department of Energy (DOE)	1977	42U.S. Code § 7131
教育省	Department of Education (ED)	1980	20U.S. Code § 3411
退役軍人省	Department of Veterans Affairs (VA)	1989	38U.S. Code § 301
国土安全保障省	Department of Homeland Security (DHS)	2002	6U.S. Code § 111

(各省ウェブサイト、及びコーネル大学法情報サイトより作成)

② 定員

図表-7-7 連邦公務員(非季節的・フルタイム雇用者)数の推移(単位:人)

機関(Agency)	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
教育省	3,952	3,803	3,789	3,825	3,769	4,010	4,066	3,899	3,865
住宅都市開発省	9,622	9,415	9,237	9,445	9,147	9,397	9,269	8,982	8,547
国務省	18,457	7,473	8,009	8,428	8,622	8,959	9,443	9,761	10,142
エネルギー省	14,463	14,333	14,286	14,803	15,134	15,757	15,548	15,041	14,739
労働省	14,519	14,323	14,406	14,322	14,762	15,387	15,190	15,705	15,354
商務省	30,631	31,502	32,177	32,924	33,642	33,711	34,501	35,013	34,550
内務省	54,664	53,152	51,953	51,828	52,796	53,460	53,393	53,156	50,959
運輸省	52,280	52,208	52,530	53,549	55,433	56,151	56,092	55,614	54,374
保健福祉省	51,486	52,797	52,842	53,325	56,124	58,946	60,303	61,168	62,086
農務省	82,407	80,643	78,993	78,369	78,962	80,510	79,899	76,785	74,117
国防総省	69,758	69,946	70,111	72,133	76,622	81,179	85,818	86,135	85,579
財務省	95,228	96,028	94,603	93,961	98,361	99,868	96,232	92,397	89,852
司法省	100,441	102,250	102,716	104,282	108,349	112,688	112,867	113,358	112,342
空軍省	146,425	148,912	145,987	142,957	148,133	158,039	166,338	161,574	159,499
国土安全保障省	127,784	128,646	134,850	147,533	157,573	161,273	166,210	169,116	168,348
海軍省	167,358	166,729	166,714	172,392	180,913	189,389	191,975	192,500	188,599
陸軍省	212,464	215,344	216,076	225,881	241,329	257,947	255,487	251,257	241,609
退役軍人省	201,135	205,291	215,336	236,761	255,012	268,187	277,461	285,436	297,528
その他全ての機関	158,326	155,362	153,544	156,531	162,422	166,861	166,488	163,414	159,634
合計	1,611,400	1,608,157	1,618,159	1,673,249	1,757,105	1,831,719	1,856,580	1,850,311	1,831,723

(U.S. OPM, 'Sizing Up the Executive Branch Fiscal Year 2013' Table 3) 15

※ 空軍省(Department of the Air Force)、海軍省(Department of the Navy)、陸軍省(Department of the Army)は国防総省の下部機関。各省の長は大統領に指名される文民の長官(Secretary)であるが閣僚の地位になく、国防長官及び国防副長官に対する報告義務を負う。

-

United States Office of Personnel Management (2013) 'Sizing Up the Executive Branch Fiscal Year 2013' Table 3: NSFTP Federal Executive Branch Employment by Cabinet level Agency http://www.opm.gov/policy-data-oversight/data-analysis-documentation/federal-employment-reports/report s-publications/sizinguptheexecutivebranch.pdf

③ 予算

図表-7-8 行政機関(Agency)16別配分予算額の推移(単位:百万ドル)17

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
立法府	3,984	4,101	4,294	4,408	4,704	5,839	4,582	4,440	4,334
司法府	5,547	5,823	6,006	6,347	6,645	7,181	7,296	7,227	7,063
農務省	85,308	93,533	84,427	90,795	114,440	129,459	139,397	139,717	155,872
商務省	6,147	6,372	6,475	7,721	10,718	13,236	9,930	10,273	9,140
国防総省-国防 PG	474,354	499,344	528,578	594,662	636,775	666,715	678,074	650,867	607,800
教育省	72,858	93,368	66,372	65,963	53,389	93,743	65,484	57,249	40,910
エネルギー省	21,271	19,649	20,116	21,400	23,683	30,778	31,371	32,484	24,670
保健福祉省	581,390	614,274	671,982	700,442	796,267	854,059	891,247	848,056	886,291
国土安全保障省	38,697	69,025	39,156	40,676	51,719	44,457	45,741	47,422	57,217
住宅都市開発省	42,453	42,435	45,561	49,088	61,019	60,141	57,004	49,600	56,577
内務省	9,292	9,037	10,469	9,817	11,775	13,164	13,519	12,891	9,607
司法省	22,361	23,324	23,349	26,545	27,711	29,556	30,519	31,159	29,745
労働省	46,949	43,138	47,544	58,838	138,157	173,053	131,975	104,588	80,307
国務省	12,748	12,953	13,737	17,493	21,427	23,802	24,354	26,947	25,928
運輸省	56,596	60,139	61,697	64,944	73,004	77,750	77,302	75,149	76,322
財務省	410,240	464,675	490,589	548,797	701,775	444,338	538,707	464,714	399,068
退役軍人省	69,815	69,777	72,792	84,749	95,457	108,274	126,918	124,124	138,464
公共事業	4,719	6,944	3,918	5,075	6,842	9,876	10,138	7,777	6,299
他民間防衛 PG	43,481	44,435	47,112	45,785	57,276	54,032	54,775	77,313	56,811
環境保護局	7,913	8,321	8,259	7,939	8,070	11,007	10,772	12,796	9,484
大統領行政府	7,686	5,379	2,956	1,173	743	582	484	405	380
共通役務局	20	24	27	343	319	861	1,889	1,753	▲ 368
国際支援 PG	15,024	13,917	12,752	11,359	14,797	20,041	20,583	20,009	19,740
航空宇宙局	15,602	15,125	15,861	17,833	19,168	18,906	17,618	17,190	16,975
国立科学財団	5,403	5,510	5,488	5,785	5,958	6,719	7,146	7,255	7,417
人事管理局	59,500	62,400	58,431	64,393	72,302	69,915	74,090	79,457	83,867
中小企業庁	2,502	905	1,175	528	2,246	6,128	6,163	2,936	477
社会保険庁(予算内)	54,556	53,252	54,917	58,602	78,657	70,758	155,316	188,241	109,849
社会保険庁(予算外)	506,779	532,491	566,846	599,197	648,892	683,420	628,878	632,903	757,542
他独立機関(予算内)	16,766	14,003	12,913	47,221	47,631	▲ 7,525	17,457	30,197	28,180
他独立機関(予算外)	▲ 1,791	▲ 1,075	5,093	2,417	304	4,700	808	2,670	▲ 1,913
未配分相殺収益	▲226,213	▲ 237,548	^ 260,206	▲ 277,791	▲ 274,193	▲ 267,886	▲ 276,478	^ 230,682	▲ 249,450
(予算内)	▲ 123,436	▲ 128,201	▲ 141,904	▲ 150,928	▲ 142,013	▲ 134,448	▲ 145,398	▲ 102,697	▲ 127,632
(予算外) ¹⁸	▲ 102,777	▲ 109,347	▲ 118,302	▲ 126,863	▲ 132,180	▲ 133,438	▲ 131,080	▲ 127,985	▲ 121,818
配分額合計	2,471,957	2,655,050	2,728,686	2,982,544	3,517,677	3,457,079	3,603,059	3,537,127	3,454,605

⁽Office of Management and Budget) 19

¹⁶ 合衆国法典 44 U.S.C 3502(1)に 'agency' の用語定義が次のように示されている。「あらゆる省(executive department)、軍関係省(military department)、公社(Government Corporation)、政府管理会社(Government controlled corporation)、大統領府を含む行政府(executive branch of the Government)、あるいはあらゆる独立規制機関(independent regulatory agency)を意味するが、以下は含めない。(A)会計検査院(B)連邦選挙管理委員会(C)コロンビア特別行政区政府、合衆国内の自治政府ならびに下部組織(D)国防研究開発機関を含む政府所有の施設管理会社」

http://www.law.cornell.edu/uscode/text/44/3502

¹⁷ 各年の予算額は、CPI(消費者物価指数)及び各年度のインフレ率を勘案し、2014 年初めの現在価値に引きなおした金額で示されている。

Oregon State University Political Science, inflation conversion factors for years 1774 to estimated 2024, in dollars of recent years http://oregonstate.edu/cla/polisci/sahr/sahr

¹⁸ 最下段の予算外(off-budget)項目は社会保険庁が所管する OASDI(老齢遺族障害保健)信託基金による国家養老年金予算、特別会計である連邦基金による米国郵政公社事業予算より構成される。 OASDI信託基金は黒字であれば剰余金全てを国債購入に充て、赤字であれば政府予算外勘定から補填する。当項目のマイナス表示は OASDI信託基金の赤字と郵政公社事業の損失を合わせたものである。

¹⁹ Office of Management and Budget, Historical Tables, Table 4.1 Outlays by Agency : 1962-2019 http://www.whitehouse.gov/omb/budget/historicals

3. 中央省庁間における「連携」

オバマ政権により 2011 年 1 月 4 日に成立した 政府業績成果近代化法(Government Performance and Results Modernization Act of 2010;以下 GPRA 近代化法) ²⁰は、クリントン政権時代の 1993 年に成立した政府業績成果法(以下 GPRA 法)を改正したものであり、省庁(agencies)間の連携が改正点のひとつとなっている。

GPRA 法が見直すべき課題については 2004 年には GAO (会計検査院) から²¹、2010 年には上院国土安全保障政府活動委員会から指摘がなされ²²、かかる指摘を踏まえて改正する GPRA 近代化法では、省庁の中長期的な組織の使命、政策の戦略目標、戦略目的、業績指標とその測定という政策プロセスの各所に省庁連携 (cross-agency) または省庁横断型優先目標 (cross-cutting priority goals) の視点を盛り込み、中央行政機関の政策評価システムの改善を図ることとしたものである²³。

GPRA 近代化法における主要な変更点を整理すると、以下のように示される24。

省庁が策定 項目等 GPRA 法 (1993年) GPRA 近代化法(2011年) する文書 更新期間 少なくとも3年毎の更新 4年毎の更新 新大統領 策定期限まで使用 約1年後に更新 就任時の取扱 コンサルテーション 議会と実施、利害関係者の関与 関係する議会委員会と2年毎に実施 戦略計画 文書の取扱 ウェブサイトに公表、大統領及び議会への通知 (5 か年計 OMB 及び議会に提出 ・組織の使命 (左記に以下の項目を追加) Strategic • 戦略目標 ・省庁間の連携 **Planning** ・戦略と資源 要記載項目 省庁横断型の優先目標 ・業績目標との関連性 ・省庁横断型の優先目標と戦略との関係 ・ 業績目標に影響する外部要因 ・議会からの指摘を踏まえた加筆内容 プログラム評価 計画内容 次年度分 現年度及び次年度分 計画期間 OMB が規定 大統領予算に合わせる 文書の取扱 OMB に提出 ウェブサイトに公表、大統領及び議会への通知 (左記に以下の項目を追加) ・定量的かつ測定可能な業績目標の ・戦略・優先目標・業績目標各々の関連性 年次業績計画 ・他省庁との連携 設定 Annual Performance 全てのプログラム 特に貢献度の高いプログラム Planning 要記載項目 ・戦略及び資源 里程標 (milestones) • 達成目標に係る責任者 ・業績目標と結果を比較するための 基礎情報 業績指標のバランス データ検証の方法 ・データの正確性・信頼性 ・主要な経営上の課題 年次業績報告 提出期限 予算年度終了後 150 日以内 予算年度終了後 150 日以内、但し連邦政府に重

図表-7-9 GPRA 近代化法における主要な変更点

²⁰ Government Performance and Results Modernization Act of 2010, Public. Law 111-352, Jan. 4, 2011 http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-111hr2142enr/pdf/BILLS-111hr2142enr.pdf

²¹ United States Government Accountability Office (2004) 'Results-Oriented Government; GPRA Has Established a Solid Foundation for Achieving Greater Results'

http://www.gao.gov/new.items/d0438.pdf

Report of the Committee of Homeland Security and Governmental Affairs, December 16, 2010

http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CRPT-111srpt372/pdf/CRPT-111srpt372.pdf

²³ John M. Kamensky (2011) 'GPRA Modernization Act of 2010 Explained' IBM Center for The Business of Government

http://www.businessofgovernment.org/blog/business-government/gpra-modernization-act-2010-explained-part-1

²⁴ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社(2012)「カナダ・米国における実績評価の動向及びその運用実態に関する調査研究」pp.69-79 の記述から引用、整理、追記を行ったもの。

省庁が策定 する文書	項目等	GPRA 法(1993 年)	GPRA 近代化法(2011 年)
Performance			要な事項は頻繁に報告を提供
Reporting	文書の取扱	大統領及び議会への提出	オンラインによる公開
		・過去3年間の傾向	・過去 5 年間の傾向
	要記載項目	・実績値と計画目標との対比 ・前年度実績に基づいた現在の実績 の評価 ・目標未達成の理由説明と計画 ・プログラム評価の結果の要約	(左記に以下の項目を追加) ・データの正確性、信頼性

また、政府全体の年次業績計画については従前の GPRA 法においても OMB(Office of Management and Budget;行政管理予算局) が作成することが要求されていたが、従来 OMB は大統領予算が GPRA 法に定めた政府全体の年次業績計画であるとの立場であった。 しかし 2010 年の上院国土安全保障政府活動委員会により、政府全体の年次業績計画書に ついて以下のようにより具体的に要求されたことを受けて OMB が各省庁と協議のうえこれを策定し大統領予算と共に下院に提出することとなり、これらの要求事項は GPRA 近代 化法に反映されている²⁵。

- 省庁横断的な優先目標(CAPGs: Cross-Agency Priority Goals)に関する計画を策定する
- ・OMB はさまざまな政府機関、組織、プログラム活動、規制、租税支出、政策その他の、 政府全体の業績目標達成に期する全ての手段を特定すること
- 各々の業績目標には、主導する省庁の責任担当官を任命すること
- OMB はある省庁が他省庁と業績目標を共有する場合、共通した指標を設定すること
 - → 政策連携目標(mission-oriented goals)の設定
- OMB は政府及び省庁横断的な管理課題及び計画を特定し、これを示すこと
 - → 運営連携目標(management-oriented goals)の設定

2015 会計年度予算における「省庁横断的な優先目標(CAPGs)」は、省庁間連携が15個が先4年間の目標として設定され、その内訳は、政策連携目標が7個、運営連携目標が8個となっている²⁶。

図表-7-10 2015 会計年度における政策連携目標 (mission-oriented goals)

政策連携目標	連携する省庁など
サイバーセキュリティ(Cybersecurity)	国土安全保障省,国防省,商務省,GSA
気候変動(Climate Change (Federal Actions))	GSA, 国防省, 退役軍人省, エネルギー省, NASA, 国 土安全保障省
内部脅威及びセキュリティ確保 (Insider Threat and Security Clearance)	OMB, OPM, 国家情報長官室, 国防省, 国土安全保障省, 司法省, FBI, SISS SC ²⁷
(Insider Threat and Security Clearance)	目, 可必目, I DI, SISS SC

²⁵ John M. Kamensky (2011) GPRA Mod Act of 2010 Explained: Part 5

http://www.businessofgovernment.org/blog/business-government/gpra-mod-act-2010-explained-part-5 26 政策連携目標は、連邦政府の主要政策課題に対して関係省庁との連携に関するアウトカム目標を設定する省庁、及び連携の方策を定めたものである。運営連携目標は、OMB、OPM(Office of Personnel Management;人事管理局)などの連邦事務局が、政府機関に共通する主要運営課題に係る連携手法の開発及び提供を目標とする。

²⁷ SISS SC (Senior Information Sharing and Safeguarding Steering Committee;機密情報の共有及び安全

政策連携目標	連携する省庁など
雇用創出に向けた投資	商務省,小企業庁,農務省,国務省,国土安全保障省,
(Job-Creating Investment)	米国輸出入銀行
インフラの近代化 (Infrastructure Permitting Modernization)	農務省, 陸軍省, 商務省, 国防省, エネルギー省, 国土 安全保障省, 住宅都市開発省, 内務省, 運輸省, 環境保 護庁ほか
STEM 教育(STEM Education)	教育省,全米科学財団, NASA, 農務省, 商務省, 国防省, 保健福祉省, 国土安全保障省, 運輸省, 環境保護庁ほか
軍人及び退役軍人の心の健康 (Service Members and Veterans Mental Health)	退役軍人省, 国防省, 保健福祉省, 国家安全保障会議, 教育省, OMB ほか

(連邦政府ウェブサイトより整理)²⁸

図表-7-11 2015 会計年度における運営連携目標(management-oriented goals)

運営連携目標				
· 効率(Effectiveness)	国民サービス(Customer Service)	OMB		
· 効率(Effectiveness)	IT の有効活用(Smarter IT Delivery)	OMB		
	戦略的な調達 (Strategic Sourcing)	OMB		
効果(Efficiency)	シェアドサービス(Shared Services)	OMB		
効果(Linciency)	政策支援活動の向上 (Benchmark and Improve Mission-Support Operations)	ОМВ		
経済成長(Economic Growth)	オープンデータ(Open Data)	OMB		
社海风技(ECONOMIC GROWIN)	研究成果の商業化(Lab-To-Market)	OMB		
適材配置(People and Culture)	公務員の適材配置(People And Culture)	OPM		

(連邦政府ウェブサイトより整理)

確保に関する運営委員会)は、ウィキリークス上に国防や軍事関係の機密情報が大量流出した事件を受け、 2011 年 10 月 7 日大統領令(EO13587)の公布により設置された、全省庁的な機密情報防護政策を策定す る組織。

²⁸ Performance.gov, Cross-Agency Priority Goals http://www.performance.gov/cap-goals-list

4. スポーツ担当省

(1) 保健福祉省 '体力づくり,スポーツ,栄養に関する大統領諮問委員会 (PCFSN)'

① 設置根拠

'体力づくり,スポーツ,栄養に関する大統領諮問委員会(PCFSN: President's Council on Fitness, Sports, and Nutrition、以下 PCFSN) は、大統領令を設置根拠とする大統領諮問委員会であり、保健福祉省(HHS)に事務局が設置されている²⁹。

PCFSN は、1956 年 7 月 16 日にアイゼンハワー大統領により、'青年の体力に関する大統領諮問委員会(President's Council on Youth Fitness)'として設置されたのが最初である。

以降は時の大統領の方針により当委員会に持たせる機能の追加や変更が実施される都度、 新たな大統領令が公布され、同時に従前の大統領令の改正または廃止が行われている³⁰。

大統領	公布年月日	大統領令	大統領令の概要
アイゼンハワー	1956.7.16	EO10673	President's Council on Youth Fitness (PCUF) の新設
	1958.6.30	EO10772	EO10673 の改正
	1959.7.24	EO10830	President's Council on Youth Fitness (PCUF) の紋章 (Seal) の制定
ケネディ	1961.3.29	EO10931	EO10673 の改正
	1963.1.8	EO11074	EO10673 の廃止
			President's Council on Physical Fitness (PCPF) の新設
ジョンソン	1968.3.4	EO11398	EO11074 の廃止
			President's Council on Physical Fitness and Sports (PCPFS) の新設
ニクソン	1969.10.30	EO11492	EO11398 の改正
	1970.11.25	EO11562	EO11398 の廃止
			President's Council on Physical Fitness and Sports (PCPFS) の機能見直し
			National Program for Physical Fitness and Sports の制定
フォード	1975.6.19	EO11868	President's Commission on Olympic Sports の設置
	1976.9.8	EO11936	EO11868 の改正
	1976.10.25	EO11945	EO11562 の改正
カーター	1978.11.14	EO12098	EO11562 の改正
レーガン	1982.2.2	EO12345	EO11562, EO11945, EO12098 の廃止
			President's Council on Physical Fitness and Sports の機能見直し
	1985.12.3	EO12539	EO12345 の改正
H.W.ブッシュ	1990.4.4	EO12709	EO12345 の改正
クリントン	2000.8.9	EO13165	White House Task Force on Drug Use in Sports の新設、
			国家薬物管理政策局局長を WADA 米国代表に任命
W.ブッシュ	2002.6.6	EO13265	EO12345 の廃止
			President's Council on Physical Fitness and Sports の大統領及び保健福祉省長
			官に対する助言/支援機能について明確化
オバマ	2010.6.22	EO13545	EO13265 の改正
			President's Council on Fitness, Sports and Nutrition に名称変更、委員の定数
			20 人から 25 人へ

図表-7-12 スポーツに関して公布された大統領令

(PCFSN ウェブサイトより整理)

PCFSN は助言会議としての機能を有しない大統領委員会であるため、大統領への助言は、 大統領に政治任用された PSCFN 事務局長(Executive Director)が、保健福祉省長官を通 じて行う。保健福祉省長官は前行政管理予算局(OMB)局長のシルビア・マシューズ・バ

http://www.fitness.gov/about-pcfsn/

²⁹ President's Council on Fitness, Sports & Nutrition (PCFSN)

About PCFSN, Our History http://www.fitness.gov/about-pcfsn/our-history/ President's Council on Physical Fitness & Sports (2006) 'The First 50 Years: 1956-2006' http://www.fitness.gov/pdfs/50-year-anniversary-booklet.pdf

ーウェル (Sylvia M. Burwell) であり、2014年4月11日に指名された31。

4年毎に行われる大統領選挙の年に連邦議会が発行する「合衆国政府の政策推進及びその支援に当たる官職(通称 プラムブック)」2012年12月1日公表分によれば、スポーツ関係の政治任用者は、保健福祉省のみならず連邦政府機関全体において、PSCFN事務局長ただ1人である32。

図表-7-13 保健福祉省における俸給が Level I から SC/GS15 までの政治仟用者

保健福祉省の政治任用者(2012 年)	任命 種別 ³³	俸給 水準 ³⁴	職名
Secretary of Health and Human Services.		Level I	保健福祉省長官
Deputy Secretary of Health and Human Services.		Level II	保健福祉省副長官
Assistant Secretaries of Health and Human Services (6 人). General Counsel Chief Financial Officer Commissioner of Food and Drugs	PAS	Level IV	保健福祉省次官補 ³⁵ 法律顧問 最高財務責任者 コミッショナー
Assistant Secretary of Health and Human Services for Administration. Commissioner of Vocational Rehabilitation Commissioner of Welfare Director, Indian Health Service		Level V	保健福祉省次官補 コミッショナー 局長
Senior Advisor to the Executive Secretary Chief of Staff to the Deputy Secretary Deputy Director for Regional Outreach Regional Director, Boston, Massachusetts, Region I Regional Director, New York, New York, Region II Regional Director, Philadelphia, Pennsylvania, Region III Regional Director, Atlanta, Georgia, Region IV Regional Director, Chicago, Illinois-Region V Regional Director, Dallas, Texas, Region VI Regional Director, Chicaso, Illinois-Region VI Regional Director, Chicaso, Illinois-Region VI Regional Director, Danlas, Texas, Region VIII Regional Director, Chenver, Colorado, Region VIII Regional Director, Denver, Colorado, Region VIII Regional Director, San Francisco, California, Region IX Regional Director, Seattle, Washington, Region X Special Assistant, Office of the National Coordinator for Health Information Technology (2人) Senior Advisor, Office of the Assistant Secretary for Public Affairs Senior Advisor, Center for Faith-Based and Neighborhood Partnerships Director of Policy Coverage (Office of Health Reform). Director of Delivery System Reform (Office of Health Reform). Director of Communications, Office of the Assistant Secretary for Health Executive Director, President's Council on Fitness, Sports and Nutrition Senior Advisor, Office of the Assistant Secretary for Children and Families Director, Office of Public Affairs, Office of the Assistant Secretary for Children and Families Senior Advisor, Centers for Medicare and Medicaid Services Special Assistant to the Administrator, Centers for Medicare and Medicaid Services Senior Advisor, Food and Drug Administration	SC	GS15 ³⁶	上級顧問 副長 局局局 副域別補 生 事務 局長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長

(Plum Book 2012, pp.59-70 より整理) ³⁷

³¹ http://www.hhs.gov/secretary/about/index.html

³² U.S. House of Representatives (2012) United States Government Policy and Supporting Positions http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/GPO-PLUMBOOK-2012/pdf/GPO-PLUMBOOK-2012.pdf

³³ PAS(Presidential Appointment with Senate Confirmation)は上院による助言・承認を経て大統領が任命する公職であり、閣僚、大使、最高裁判所裁判官、連邦検察官、省や主要な独立機関の幹部等が対象となる。SC(Schedule C Excepted Appointment)は、秘密を要する職又は政策決定の性質を有する職のうち競争試験によることなく任用される任用職であり、大統領、大統領府スタッフ(上院による助言・承認を経ずして大統領が任命する職が大半)、及び PAS を補助する。参考:高澤美有紀(2013)「アメリカ及びイギリスにおける公職任命の議会による統制」レファレンス平成 25 年 10 月号 p.65

³⁴ 俸給水準(Pay Rates)のうち Level I から Level V までの職は合衆国法典に全政府機関の該当職が規定されている。U.S. Code Part III, Subpart D, Chapter 53, Subchapter II

http://www.law.cornell.edu/uscode/text/5/part-III/subpart-D/chapter-53/subchapter-II

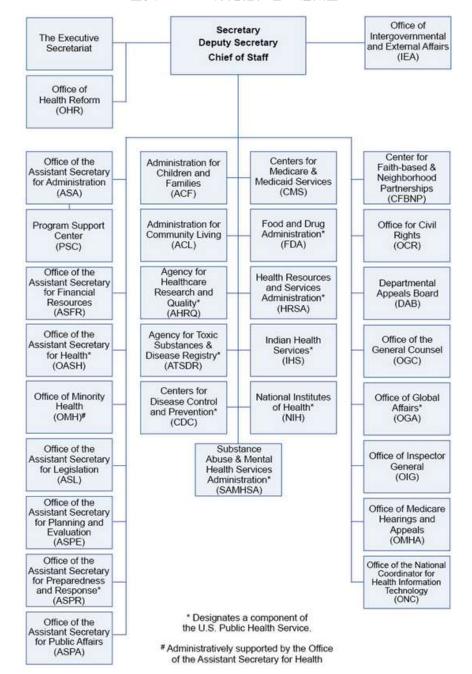
³⁵ 米国の Assistant Secretary は、かつて次官(Undersecretary)の下に設置された職であったため'次官補'と訳され、米国の各省が次官から副長官(Deputy Secretary)に名称を変更した後も、伝統的な'次官補'が使用されている。次官補は長官、副長官に次ぐ序列の、長官の補佐役という地位にある。

³⁶ GS15 級は一般職公務員の最上位、上級公務員の最下位で、軍属であれば少尉に相当する。

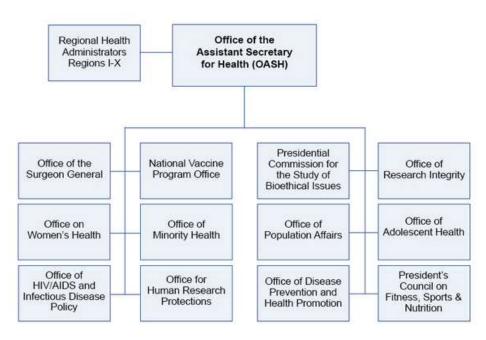
³⁷ U.S. Government Printing Office (2013) 'United States Government Policy and Supporting Positions

2 体制

PCFSN の事務局は、保健福祉省の保健担当次官補局(OASH: Office of the Assistant Secretary for Health)内に設置されている。



図表-7-14 保健福祉省の組織図38



図表-7-15 保健担当次官補局(OASH)の組織図³⁹

PCFSN は、事務局長(Executive Director)以下 8人の常勤スタッフからなる。

現在の事務局長は、2010 年 2 月にオバマ大統領より任命されたシェリー・プフォル (Shellie Y. Pfohl) 氏である。同氏は学校やコミュニティにおける体育教育を支援する営利 団体 'Partnerships for HOPSports, Inc'の副社長を務めていたが、ノースカロライナ州において身体活動の振興運動を行う非営利団体の創設者でもあり、2007 年には PCFSN が同氏の顕著な功績に対し Community Leadership Award を授賞したという背景があった⁴⁰。

なお、PCFSN の設置を定めた大統領令第 13545 号の第 4 条(d)項には「(保健福祉省の) 長官は、委員会に託された事項及び活動に関して、長官とホワイトハウスとの橋渡し役と なる委員会事務局長を指名することとする」と規定していることから、大統領がプフォル 氏を直接政治任用したわけではなく、PFCSN を所管する保健担当次官補が保健福祉省長官 にプフォル氏の任用を具申、保健福祉省長官が同氏の指名を大統領に推薦、大統領が同氏 を任命、という流れの人事がなされたものと推測される。

また、委員会(Council)は事務局長が委員長(Chair)を務め、副委員長(Co-Chair)2人、委員(Council Members)21人の合計24人で構成されている 41 。委員会メンバーは無給のボランティアで、著名アスリートほか関係各界の民間人らにより構成され、年1回開催される委員会に出席する 42 。

-

³⁹ Office of the Assistant Secretary for Health Organization Chart http://www.hhs.gov/about/orgchart/ophs.html

⁴⁰ PCFSN, Shellie Y. Pfohl, MS http://www.fitness.gov/meet-our-team/shellie-pfohl/full.html

⁴¹ PCFSN Meet our Team http://www.fitness.gov/meet-our-team/

⁴² PCFSN Our Council Meetings http://www.fitness.gov/about-pcfsn/our-council-meetings/

③ 所管事項

PCFSN は、そのビジョンを「全ての米国民に健康と、活動的な毎日を(All Americans lead healthy, active lives)」としている⁴³。

PCFSN の所管事項は、2010 年 6 月 22 日付大統領令第 13545 号に規定されている46。

大統領令 第13545号:体力づくり、スポーツ、栄養に関する大統領諮問委員会

アメリカ合衆国憲法及び諸法の権威に基づき、私は大統領として、栄養状態の適正化と体力づくり、スポーツ活動への参加とが緊密な連携(goes hand in hand with)を行う重要性に鑑み、2002 年 6 月 6 日付大統領令第 13265 号を改正し、以下のとおり定める。

第1条 その名称を '体力づくり, スポーツ, 栄養に関する大統領諮問委員会' と改正する。 第2条 第1条から第5条までを、以下の通り改正する。

第1条 目的

保健福祉省長官(以下、長官)は、公共保健及び福祉サービスに係る長官の責務を遂行するにあたり、身体活動の推進、体力づくり、スポーツ活動への参加、栄養状態の適正化を図るための国家的なプログラムを企画、推進する。このプログラムを通じて、長官は農務省長官及び教育省長官とのコンサルテーションにより、以下の事項の追求を図る。

- (a) 日常的な身体活動、体力づくり、スポーツ活動への参加、栄養状態の適正化がもたらす利益に係る認識を、国全体の関心へと高める。
- (b) 民間セクター及び公共セクターの内外における、日常的な身体活動、体力づくり、スポーツ活動への参加、栄養状態の適切化を図るためのプログラム運営を奨励、あるいは改善する。
- (c) 日常的な身体活動、体力づくり、スポーツ活動への参加、栄養状態の適正化に係る適切な情報や手引きが容易に得られるようにする。
- (d) 日常的な身体活動、体力づくり、スポーツ活動への参加、栄養状態の適正化に対して参加、アクセス、情報入手が困難、あるいは容易でない人々や地域を含めた、子供や青年に重点を置いた、全ての米国民を対象とする。また長官は、本令に従うにあたり、科学的知見である '米国民のための食生活指針(Federal Dietary Guidelines for Americans)'及び'米国民のための身体活動指針(Physical Activity Guidelines for Americans)'を参酌する。加えて、長官は、本令に示された栄養に関する諸活動の実施にあたり、農務省長官と協働する(in coordination with)ものとする。
- 第2条 体力づくり、スポーツ、栄養に関する大統領諮問委員会
- (a) ここに、'体力づくり, スポーツ, 栄養に関する大統領諮問委員会(以下、委員会)'を設置する。
- (b) 委員会は、大統領から指名された 25 人を上限とする委員により構成される。委員の任期は 2年で再任できるものとし、任期を過ぎても後任の委員が指名されるまでの期間はその任 にあるものとする。大統領は、1人以上の委員を委員長または副委員長とすることができる。

第3条 委員会の機能

(a) 委員会は、長官を通じて大統領に対し、本令の目的の達成に向けた進捗状況に係る助言を行い、長官を通じて大統領に対し、より進捗させるための行動について助言を行うものとする。

⁴³ http://www.fitness.gov/about-pcfsn/our-mission-and-vision/

⁴⁴ Executive Order 13545 of June 22, 2010, President's Council on Fitness, Sports, and Nutrition http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2010-06-28/pdf/2010-15851.pdf http://www.whitehouse.gov/the-press-office/executive-order-presidents-council-fitness-sports-and-nutrition

- (b) 委員会は、日常的な身体活動、体力づくり、スポーツ活動への参加、栄養状態の適正化を振興する方法について、長官に助言を行うものとする。助言の内容は、連邦または州あるいは地方の身体活動、体力づくり、スポーツ活動への参加、栄養状態の適正化に係る公共の啓発運動に関する事項、あるいは、公共セクターと民間セクターにおける健康増進活動の関係者らの連携(partnership)機会に関する事項とするが、必ずしもこの限りではない。
- (c) 委員会は、身体活動、体力づくり、スポーツ活動への参加、栄養状態の適正化を発展、向上する機会に関して長官に助言を行うために、関係する州、地方、民間関係者らとの橋渡し(function as a liaison)として機能し、地方、州、国レベルで奉仕するものとする。
- (d) 委員会は、プログラム、及び委員会が後援または協賛あるいは作成した教育または推進のための資料につき、その向上の必要性について監督し、係る必要性に関する助言を長官に対して行うものとする。また委員会は、その機能を果たすにあたり、'米国民のための食生活指針'及び'米国民のための身体活動指針'を考慮するものとする。

第4条 運営

- (a) 各省庁は、法が許し財源の確保が可能な範囲において、長官及び委員会が要求する情報の 提供や支援を行うものとする。
- (b) 委員会の委員は、委員会で行う業務には無報酬で奉仕するものとする。ただし、委員会の委員は、法が政府臨時職員向けに定めた交通費、及び職位に応じた日当を受け取るものとする(5 U.S.C. 5701-5707)。
- (c) 長官は、法の許す範囲において、委員会に職員、什器、施設、その他運営のために必要と されるものの整備を行うものとする。委員会の諸費用は、長官が管理する財源から支払わ れるものとする。
- (d) 長官は、委員会に託された事項及び活動に関して、長官とホワイトハウスとの橋渡し役 (liaison) となる委員会事務局長を指名するものとする。
- (e) 委員会は、長官の許可の下に、その業務を支援するための小委員会を設置することができる。
- (f) 1959 年 7 月 24 日付大統領令 10830 号改正令に規定された委員会の紋章については、本令の公布により、これを委員会の名称を反映したものに改変するものとする。

第5条 一般規定

- (a) 本令の運営に関する全ての条項には連邦助言委員会法改正法(5 U.S.C. App.)が適用され、 同法に定めた大統領の機能のうち議会に対する報告については、共通役務局が発行する運 営規定及び手続規定に基づき、長官がこれを執り行うものとする。
- (b) 大統領が本令を更新しない場合は、委員会は公布の日から2年後に廃止する。
- (c) 本令は、合衆国のいかなる省、庁、関係者、上級職員、職員、代理人ほか、いかなる人物に対しても、権利または利益あるいは公平性に鑑みた実体的または手続上の法律を適用、または作り出すことを予定するものではない。

バラク・オバマ

ザ ホワイトハウス

2010年6月22日

④ 財源、予算

PCFSN 事務局は設置当初より、保健福祉省(HHS)の予算から経費が支弁されてきた。 2014 会計年度における保健福祉省の議会予算要求書によれば、定員は 6 人、2013 会計 年度の予算額は1,255 千ドルであり、2014 会計年度の予算要求額は2,250 千ドルと、約1,000 千ドルの増額を議会に求めている45。 PCFSN の予算額は日本円に換算すると 1~2 億円に過ぎず、米国の総人口が約3億人であることを考えれば、信じられないほどの少額である。

しかし、PCFSN が少ない予算で米国全土で施策を展開できているのは、民間の団体や富裕層の篤志家が PCFSN のプログラムに対して自主的に無償の協賛を行っており、これが他省庁の連携体制とあいまって機能しているからである。協賛とは、例えば PCFSN の中核施策である PYFP(青少年体力づくり大統領プログラム)は、身体活動や体力づくりをさらに推進したいと希望する学校に対して民間補助金の受給申請手続を推奨しており、この民間補助金は、大手食品会社ゼネラルミルズ社(General Mills Inc.)の私的財団から提供された10,000 千ドルに及ぶ寄付金を原資として、過去6年にわたって PYFP プログラムの参加校に対して申請ベースで支給されている46。また当民間補助金の窓口運営には、AAU(アマチュア運動競技連盟)、SHAPE America(アメリカ体育教育者協会)、The Cooper Institute47などがボランディア職員を手配するなど協力している。これら民間セクターの協賛は、PCFSN が大統領の権威のもとに機能し、ホワイトハウス及びあらゆる省庁等政府機関が当然に協力する体制にあるために、自主的かつ積極的に行われている。

また、オバマ大統領は 2010 年 12 月 22 日に '全国体力づくり、スポーツ、栄養財団 (National Foundation on Fitness, Sports and Nutrition, 以下 NFFSN) 設置法に署名している48。NFFSN の設置は 1995 年に設置法案が議会に紹介されて以降、法律の制定までに 15 年間を要した。NFFSN の設置目的は、PCFSN 事務局による諸施策の支援と、その財源確保のための民間セクターからの寄付金募集活動であり、NFFSN が連邦政府から補助金を受けることは設置法が禁じている。運営を司る理事会(Board of Directors)は保健福祉省長官が指名し上院の承認を得た民間人らによる常勤理事5人、上級公務員らによる非常勤理事5人からなる49。2011 年より活動を開始したが、2013 年になってようやく寄付金集めの体制が整備されたところであるため、2014 年 9 月現在、財務状況を示す年次報告書は未だ公表されていない。2013 年 5 月 7 日の PCFSN 議事録における NFFSN シニアアドバイザーCindy Sisson Hensley 氏の発言によれば、寄付金目標額は 1,500 千ドルとされている50。なお、NFFSN 事務局は、ゼネラルミルズ財団補助金の窓口事務にも協力している。

Department of Health and Human Services, Fiscal Year 2014, p.63, pp.85-86 http://www.hhs.gov/budget/fy2014/secretary-congressional-justification.pdf
President's Federal Budget Increases Funding for Fitness, Date: Apr. 22, 2013
http://www.ncsf.org/newsarticles/0-281/presidents-federal-budget-increases-funding-for-fitness.aspx

⁴⁶ Presidential Youth Fitness Program (PYFP) Funding http://www.pyfp.org/funding/index.shtml

⁴⁷ 有酸素運動研究の父と呼ばれる K.H. Cooper 博士が 1970 年に設立した予防医学の研究機関

⁴⁸ National Foundation on Fitness, Sports and Nutrition Establishment Act, 111th Congress Public Law 332 http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-111publ332/html/PLAW-111publ332.htm

⁴⁹ NFFSN http://nffsn.org/

⁵⁰ PCFSN, Our Council Meetings, http://www.fitness.gov/about-pcfsn/our-council-meetings/

【参考】世界スポーツ大臣会合における米国代表参加者

米国にはスポーツ長官(大臣)が設置されていない。それでは、スポーツに関する国際 会議に、米国政府は誰を代表として派遣しているのだろうか。

世界スポーツ大臣会議(World Sport Ministers Conference)は、国連の UNOSDP(開発と平和のためのスポーツ事務局)の主催による国際会議であり、各国のスポーツ大臣が集結する会議と併せ、体育教育・スポーツを所管する省庁の高級実務者らの会議が行われる。同会議は 1976 年の第1回会議以降現在まで5回開催されており、近年では 2013 年 3 月にベルリンで第5回会議(MINEPS V)が開催された。

第5回会議における各国代表は、フランス:スポーツ担当大臣及び官房副長官、韓国: 文化体育観光部体育局長、イギリス:文化メディアスポーツ省課長、オーストラリア: DRALGAS スポーツ局課長、カナダ:ケベック州スポーツ担当省代表、インド:青年スポーツ省事務次官、日本:山中伸一文部科学省事務次官、浅野敦行スポーツ・青少年局競技スポーツ課国際スポーツ室長、浅川伸日本アンチ・ドーピング機構専務理事であった。

米国代表は、国際開発庁(USAID)スポーツ開発援助局上級顧問、及び、PCFSN(フィットネス・スポーツ・栄養に関する大統領諮問委員会)戦略連携担当官の2人であった⁵¹。 米国から過去5回の会議に PCFSN またはその前身の委員会から代表が参加したのは、第2回、第4回、第5回である。第1回は教育省代表者らが参加した。第2回以降は、教育省、国務省、非営利団体、ドーピング防止機関などからも参加している⁵²。

第1回(1976年) パリ (正式参加)	Mr. Duane J. Matteis, Executive Deputy Commissioner of Education, Mr. Simon A. McNeely, Senior Program Coordination Office, State and Local Education Programs, U.S. Office of Education Mrs. Leona Holbrook, President American Academy of Physical Education Mr. Robert O. Jones, Director, Office of International Athletic Programs, U.S. Department of State 他 4人
第2回(1988年) モスクワ (オブザーバー参加)	Mr. Richard Miller, United States Observer Unesco, Paris Mr. Simon A. McNeely, Executive Director, Society of State Directors of Health, Physical Education and Recreation, President Council on Physical Fitness Mr. Carl A. Troester, Secretary General, International Council of Health, Physical Education and Sport
第3回(1999年) プンタデルエステ (オブザーバー参加)	Ms Christine G. Spain, Director of Research, Planning and Special Projects, President's Council on Physical Fitness and Sports, Department of Health and Human Services, Office of the Secretary, Office of Public Health and Science
第4回(2004年) アテネ (正式参加)	Mr Scott BURNS, Deputy Director, Office of National Drug Control Policy Ms Avril D. HAINES, Office of Treaty Affairs, United States Department of State Mr Michael GOTTLEIB, Adviser, Office of National Drug Control Policy Mr Brian BLAKE, Adviser, Office of National Drug Control Policy
第5回(2013 年) ベルリン (正式参加)	Ms Mori Taheripour, Senior Advisor, Sports for Development, US Agency for International Development (USAID) Mr Christopher Watts, Strategic Partnerships and Special Projects, President's Council on Fitness Sports and Nutrition

⁵¹ MINEPS V http://unesdoc.unesco.org/images/0022/002228/222898e.pdf http://www.unesco.org/new/en/social-and-human-sciences/themes/physical-education-and-sport/mineps-2

013/reports/

http://www.unesco.org/new/en/social-and-human-sciences/themes/physical-education-and-sport/mineps-2 013/reports/

_

⁵² MINEPS Reports

(2) USOC(米国オリンピック委員会)

① 設置根拠

USOC (United States Olympic Committee) は 1894 年、2年後に控えた第1回オリンピック競技大会アテネ大会の準備のため、IOC と同時に設立された。設立当初の名称は AOA (American Olympic Association)であったが、1940 年に USASF (United States of America Sports Federation)、1945 年に USOA (United States Olympic Association)に変更された。USOA は 1950 年に公法上の認可機関(public charter)に指定され、非営利法人として連邦所得税非課税の取り扱いを受けることとなった。1961 年には現在の法人名に変更され、設置規程が見直された53。

現在、USOC の設置根拠と諸権限は、合衆国連邦法典第 2205 篇に規定されている⁵⁴。 同法はテッド・スティーブンスオリンピック及びアマチュアスポーツ法(Ted Stevens Olympic and Amateur Sports Act)と呼ばれ、当初 1978 年にアマチュアスポーツ法(The Amateur Sports Act)として制定されたもので、同法の 1998 年の改正時に現行の法律名となり、合衆国連邦法典に編纂された。

USOC は、連邦の中央行政機関の下部組織ではなく、連邦法を設置根拠とした非営利団体(non-profit corporation)であり、スタッフは非公務員である。また、連邦政府予算に一切頼ることなく自己収入によって運営されており、連邦政府が限られた監督権限を行使することはあっても政策的に関与する余地はなく、連邦法にもそのような定めはない。

しかしながら USOC に対しては、議会や大統領行政府からの政治的な干渉や⁵⁵、組織のガバナンス体制に係る指導が過去になされた経緯がある⁵⁶。また USOC は世間的に'準政府非営利団体(quasi-government nonprofit)'と位置付けられているという見方もあり⁵⁷、USOC もまた自らの組織を'準政府機関(quasi-government agency)'と認識している⁵⁸。 USOC は4年に1回、夏季五輪が開催される年までの4年分の年次報告書をまとめた報告書を大統領と議会に提出している⁵⁹。

⁵³ USOC, History http://www.teamusa.org/About-the-USOC/Inside-the-USOC/History

⁵⁴ Ted Stevens Olympic and Amateur Sports Act Chapter 2205—United States Olympic Committee http://assets.teamusa.org/assets/documents/attached_file/filename/37887/TedStevens.pdf

⁵⁵ US Olympic Committee dismisses Senator's call for Sochi 2014 boycott Wednesday, 17 July 2013

http://www.insidethegames.biz/olympics/winter-olympics/2014/1015129-us-olympic-committee-dismisses-s enator-s-call-for-sochi-2014-boycott

Senate Report 108-114 - United States Olympic Committee Reform Act of 2003 http://thomas.loc.gov/cgi-bin/cpquery/?&dbname=cp108&sid=cp108WXD6e&refer=&r_n=sr114.108&item= &&&sel=TOC_9990&

United States Olympic Committee Reform Act of 2003 : report of the Committee on Commerce, Science, and Transportation on S. 1404 http://catalog.hathitrust.org/Record/003856957

⁵⁷ Kevin R. Kosar (2011) 'The Quasi Government: Hybrid Organizations with Both Government and Private Sector Legal Characteristics' Congressional Research Service http://fas.org/sgp/crs/misc/RL30533.pdf

U.S. Olympic Committee Goes for Facilities Management Gold with ARCHIBUS http://www.asc-ro.com/workspace/uploads/organizations/u.s.-olympic-committee.pdf
 U.S. Olympic Committee weighs the highly charged option of government funding for its cash-strapped programs, By Amy Shipley, Washington Post Staff Writer, Thursday, January 14, 2010; D01 http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2010/01/13/AR2010011304258_pf.html
 United States Olympic Committee 2012 Quadrennial Report, June 1, 2013

② 体制

USOC はコロラド州コロラドスプリングス市に本部とオリンピック訓練センターを置き、ワシントン D.C.には連邦政府との連絡事務所がある。訓練センターはカリフォルニア州チュラビスタ、ニューヨーク州レイクプラシッド市にも設置されている。また USOC はエリート選手の養成機関として北ミシガン大学内に連邦オリンピック教育センターを設置している®。

USOC の業務執行にかかる意思決定機関は取締役会(The Board)である。取締役会は 16 人以内の取締役会(board of directors)で構成することが定款(Bylaws)に規定されて いる。16 人の取締役のうち 6 人は組織外の人物でなければならず、うち 3 人は NGB と PSO の側面支援組織である NGB カウンシル(NGB Council) 61 から、うち 3 人はアスリート支援カウンシル(AAC: Athletes' Advisory Council)から役員会が選任する。また、IOC(国際オリンピック委員会)の米国委員長及び委員 2 人の合計 3 人は、議決権を持たない 役員として取締役会に加わる 62 。

現在の取締役会議長(Chair)は、2008年10月2日に就任したラリー・プロブスト(Larry Probst)氏で、米国ゲームソフト業界最大手のエレクトロニック・アーツ社元 CEO であり、2011年3月10日以降IOC国際関係委員会委員に、2013年9月10日にはIOC委員に就任している。取締役会は具体的な業務執行は行わず、業務執行に携わる16人の執行役員(Executive Team)の監督を行う。

執行役員のトップである CEO を務めるのは、2010 年 1 月 6 日に就任したスコット・ブラックマン(Scott Blackmun)氏であり、IOC マーケティング委員会委員、スポーツ仲裁国際理事会委員を兼ねる⁶³。

USOC の執行役員は複数の局(Division または Team)を分担指揮しているが、組織機構については非公表としている。

USOC が内国歳入庁に提出した年次報告書 Form 990 には、2013 年末時点のスタッフ数は 613 人、ボランティアスタッフ数は 125 人と記載されている⁶⁴。

-

⁶⁰ USOC - U.S. Olympic Education Center at Northern Michigan University

http://www.teamusa.org/about-usoc/u-s-olympic-education-center-at-northern-michigan-university

⁶¹ USOC (2005) "USOC National Governing Bodies' Council Bylaws"

http://assets.usoc.org/assets/documents/attached_file/filename/14972/NGBC_Bylaws.pdf

⁶² USOC (2011) "USOC Bylaws, Effective as of September 24,2011"

http://assets.teamusa.org/assets/documents/attached_file/filename1/50638/2011_Bylaws_Approved_9.24. 11.pdf

⁶³ USOC Leadership, Executive Team, Scott Blackmun

http://www.teamusa.org/about-the-usoc/inside-the-usoc/leadership/executive-team/scott-blackmun

⁶⁴ USOC Tax disclosure (Form 990) http://www.teamusa.org/Footer/Finance

③ 所管事項

USOC の年次報告書には、USOC の使命(Mission)が次のように示されている65。

使命

米国のオリンピック及びパラリンピック選手の高水準な競技成績の獲得に向けて支援を行い、オリンピック運動の価値を体現し、全米の国民を触発する。

また、合衆国連邦法典第 220503 項には、USOC の目的(Purposes)が次のように示されている⁶⁶。

法人の目的は、以下のとおりとする。

- (1)アマチュア運動競技活動のための国家的目標を設定し、その達成に努めること
- (2) スポーツ関連組織間の生産的な協力関係を構築するために、国際アマチュア運動競技会と直接関係する合衆国内のアマチュア運動競技活動を調整し発展させること
- (3) 直接あるいは構成メンバーや委員会を通じて、以下の事項に関して独占的支配権を行使すること
 - (A) 合衆国代表を含め、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、パンアメリカン 競技大会における合衆国の参加に関するすべての事項
 - (B) 合衆国内で開催されるオリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、パンアメリカン競技大会の組織
- (4) 直接あるいは適切な国内競技統括団体への委任を通じて、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、パンアメリカン競技大会の各大会において合衆国のために可能な限り優れたアマチュア代表選手を獲得すること
- (5) 合衆国及び諸外国に関わるアマチュア運動競技活動を促進し、支援すること
- (6) 健康維持のための身体活動及びアマチュア運動競技活動における人々の参加を促進し、奨励すること
- (7) アマチュア競技者のためのアマチュア運動競技プログラムの開発において、スポーツ関係の 組織及び個人を支援すること
- (8) アマチュア競技者、国内競技統括団体、アマチュアスポーツ組織が関与する対立や紛争の迅速な解決に備え、アマチュア競技者、コーチ、トレーナー、マネージャー、管理者、または役員のアマチュア運動競技会への参加機会を保障すること
- (9) アマチュア競技者が利用する運動競技施設の充実を図り、アマチュア競技者が既存の運動競技施設を有効利用できるように支援すること
- (10) 身体的な訓練、用具の開発、コーチング、運動能力の分析等に関する技術情報を提供し、 調整すること
- (11) スポーツ医学及びスポーツ安全の分野における研究、開発、情報の普及を促進し、支援すること
- (12) 女性のアマチュア運動競技活動に対する支援を促進し、提供すること
- (13) 障害をもつアマチュア競技者がどこでも活動できるよう、健常者の競技会のプログラムに 障害者が有意義に参加できる機会の拡充も含めて、障害者のためのアマチュア運動競技プログラムや大会に対する支援を奨励し、提供すること
- (14) 過小評価されている人種的または民族的なマイノリティのアマチュア競技活動への参加を 促すために、かかるアマチュア競技者に対する支援を奨励、提供すること

⁶⁵ USOC 2013 Annual Report, p.4 http://www.teamusa.org/Footer/Finance

^{66 36} U.S. Code § 220503 - Purposes http://www.law.cornell.edu/uscode/text/36/220503

4) 財政

USOC は米国政府からいかなる財政支援も受けておらず⁶⁷、寄付金⁶⁸、放送権収入⁶⁹、商標権収入、投資差益を主たる収入源としている。

図表-7-16 USOC の収支状況(2010年~2013年, 単位: 千ドル)⁷⁰

2010 年 2011 年 2013 年 1~12月			<u> </u>		
寄付金(Contributions)					
寄付者特典還元(Less direct donor benefits)		1~12月	1~12月	1~12月	1~12月
寄付金収入純額(Net contribution income)		53,798	41,292	50,223	53,858
放送権収入等(Broadcast rights and related interest income) 104,961 (109) 161,286 3,623 商標権収入(USOC marks rights income) 66,476 75,419 83,691 89,977 ロイヤルティー収入(Licensing royalty income) 5,352 2,633 18,023 4,255 投資差益(Investment income) 21,008 (4,133) 21,819 31,196 その他 15,866 17,351 22,486 11,724 寄付金および収入計(Total support and revenue) 262,985 127,649 353,284 189,919 メンバーサポート(Member support) 69,315 65,141 74,354 72,504 米国パラリンピック協会(U.S. Paralympics) 16,358 22,207 24,398 20,760 オリンピック協会(U.S. Paralympics) 16,358 22,207 24,398 20,760 国内イント(National events) 22,713 27,798 27,231 28,667 国内イント(National events) 289 (16) 6,210 818 国際競技(International competition) 17,879 6,659 33,745 3,030 スポーツ科学(Sports science) 1,236 1,373 1,264 1,169 変物管理(Drug control) 3,598 3,528 4,268 4,461 ム報(Public relations) 2,687 2,584 3,322 3,514 7,47 ツ薬学(Sports medicine) 2,082 2,202 3,065 4,461 教育・文書サービス(Education and archival services) 1,380 3,941 7,447 3,514 国際関係(International relations) 2,302 2,510 2,583 2,409 運営委員会(Program committees) 1,380 3,941 7,447 3,514 国際関係(International relations) 2,302 2,510 2,583 2,409 2 2,502 3,065 4,461 560 放送(Broadcasting) 462 661 853 1,323 7 2 3 5 5 7,592 5,750 2 5,750 2 5,750 2 5 6 6 6 6 6 6 8 5 3 1,323 7 3 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	寄付者特典還元(Less direct donor benefits)	(4,476)	(4,804)	(4,254)	(4,814)
商標権収入(USOC marks rights income)	寄付金収入純額(Net contribution income)	49,322	36,488	45,979	45,979
ロイヤルティー収入(Licensing royalty income)	放送権収入等(Broadcast rights and related interest income)	104,961	(109)	161,286	3,623
接資差益(Investment income) 21,008 (4,133) 21,819 31,196 その他 15,866 17,351 22,486 11,724	商標権収入(USOC marks rights income)	66,476	75,419	83,691	89,977
その他 15,866 17,351 22,486 11,724 11,724 11,724 11,724 12,486 11,724 13,514 13,514 13,514 13,514 13,514 13,514 13,514 13,514 14,088 14,325 14,140 14,141 14,098 19,275 185,611 1249,102 196,168 19,227 185,611 1249,102 196,168 19,227 143,025 10,4182 66,349 10,4182 66,349 10,4182 66,349 10,4182 66,349 10,4182 14,142 14,141 14,098 19,227 185,611 249,102 196,168 14,222 14,140 14,141 14,098 143,625 104,182 66,349 10,4182 66,349 10	ロイヤルティー収入(Licensing royalty income)	5,352	2,633	18,023	4,255
寄付金および収入計(Total support and revenue	投資差益(Investment income)	21,008	(4,133)	21,819	31,196
メンバーサポート(Member support)	その他	15,866	17,351	22,486	11,724
米国パラリンピック協会(U.S. Paralympics)	寄付金および収入計(Total support and revenue)	262,985	127,649	353,284	189,919
オリンピック訓練センター(Olympic training centers)	メンバーサポート (Member support)	69,315	65,141	74,354	72,504
国内イベント(National events)	米国パラリンピック協会(U.S. Paralympics)	16,358	22,207	24,398	20,760
国際競技(International competition) 17,879 6,659 33,745 3,030 スポーツ科学(Sports science) 1,236 1,373 1,264 1,169 薬物管理(Drug control) 3,598 3,528 4,268 4,461	オリンピック訓練センター(Olympic training centers)	22,713	27,798	27,231	28,667
スポーツ科学(Sports science)	国内イベント(National events)	289	(16)	6,210	818
薬物管理(Drug control)	国際競技(International competition)	17,879	6,659	33,745	3,030
操物管理(Drug control)	スポーツ科学(Sports science)	1,236	1,373	1,264	1,169
大きのでは、	文 薬物管理 (Drug control)	3,598	3,528	4,268	4,461
教育・文書サービス(Education and archival services)	バ 広報(Public relations)	2,687	2,584	3,322	3,514
教育・文書サービス(Education and archival services)	スポーツ薬学(Sports medicine)	2,082	2,202	3,065	4,461
選出会員会(Program committees) 119 139 51 - コーチングプログラム(Coaching programs) 362 373 415 560 放送(Broadcasting) 3,316 4,555 7,592 5,750 その他(Other) 462 661 853 1,323 プログラムサービス計(Total program services) 144,098 143,655 196,798 154,155 資金調達費用(Fundraising) 19,820 19,171 20,956 16,906 販売・営業費用(Sales and marketing) 14,035 8,745 17,207 11,009 一般管理費用(General and administrative) 14,322 14,140 14,141 14,098 支出計(Total expenses) 192,275 185,611 249,102 196,168 純資産増減(Changes in net assets) 70,710 (57,962) 104,182 (6,349)	│ │ │ 教育・文書サービス(Education and archival services)	1,380	3,941	7,447	3,514
選出会員会(Program committees) 119 139 51 - コーチングプログラム(Coaching programs) 362 373 415 560 放送(Broadcasting) 3,316 4,555 7,592 5,750 その他(Other) 462 661 853 1,323 プログラムサービス計(Total program services) 144,098 143,655 196,798 154,155 資金調達費用(Fundraising) 19,820 19,171 20,956 16,906 販売・営業費用(Sales and marketing) 14,035 8,745 17,207 11,009 一般管理費用(General and administrative) 14,322 14,140 14,141 14,098 支出計(Total expenses) 192,275 185,611 249,102 196,168 純資産増減(Changes in net assets) 70,710 (57,962) 104,182 (6,349)	U 国際関係(International relations)	2,302	2,510	2,583	2,409
放送 (Broadcasting)3,3164,5557,5925,750その他 (Other)4626618531,323プログラムサービス計 (Total program services)144,098143,655196,798154,155資金調達費用 (Fundraising)19,82019,17120,95616,906販売・営業費用 (Sales and marketing)14,0358,74517,20711,009一般管理費用 (General and administrative)14,32214,14014,14114,098支出計 (Total expenses)192,275185,611249,102196,168純資産増減 (Changes in net assets)70,710(57,962)104,182(6,349)	「運営委員会 (Program committees)	119	139	51	
その他(Other)	コーチングプログラム(Coaching programs)	362	373	415	560
プログラムサービス計(Total program services)144,098143,655196,798154,155資金調達費用(Fundraising)19,82019,17120,95616,906販売・営業費用(Sales and marketing)14,0358,74517,20711,009一般管理費用(General and administrative)14,32214,14014,14114,098支出計(Total expenses)192,275185,611249,102196,168純資産増減(Changes in net assets)70,710(57,962)104,182(6,349)	放送(Broadcasting)	3,316	4,555	7,592	5,750
資金調達費用 (Fundraising)19,82019,17120,95616,906販売・営業費用 (Sales and marketing)14,0358,74517,20711,009一般管理費用 (General and administrative)14,32214,14014,14114,098支出計 (Total expenses)192,275185,611249,102196,168純資産増減 (Changes in net assets)70,710(57,962)104,182(6,349)	その他(Other)	462	661	853	1,323
販売・営業費用(Sales and marketing)14,0358,74517,20711,009一般管理費用(General and administrative)14,32214,14014,14114,098支出計(Total expenses)192,275185,611249,102196,168純資産増減(Changes in net assets)70,710(57,962)104,182(6,349)	プログラムサービス計(Total program services)	144,098	143,655	196,798	154,155
一般管理費用(General and administrative) 14,322 14,140 14,141 14,098 支出計(Total expenses) 192,275 185,611 249,102 196,168 純資産増減(Changes in net assets) 70,710 (57,962) 104,182 (6,349)	資金調達費用(Fundraising)	19,820	19,171	20,956	16,906
支出計(Total expenses) 192,275 185,611 249,102 196,168 純資産増減(Changes in net assets) 70,710 (57,962) 104,182 (6,349)	販売・営業費用(Sales and marketing)	14,035	8,745	17,207	11,009
純資産増減(Changes in net assets) 70,710 (57,962) 104,182 (6,349)	一般管理費用(General and administrative)	14,322	14,140	14,141	14,098
	支出計(Total expenses)	192,275	185,611	249,102	196,168
期首純資産額(Net assets, beginning of period) 290,446 361,156 303,194 407,376	純資産増減(Changes in net assets)	70,710	(57,962)	104,182	(6,349)
, , , , , , , , , ,	期首純資産額(Net assets, beginning of period)	290,446	361,156	303,194	407,376
期末純資産額(Net assets, end of period) 361,156 303,194 407,376 401,027	期末純資産額(Net assets, end of period)	361,156	303,194	407,376	401,027

(USOC 財務報告書各年分より整理)

⁶⁷ CEO Search, Government Funding Questions for U.S. Olympic Committee, 09/11/09 http://aroundtherings.com/site/A__33151/Title__CEO-Search-Government-Funding-Questions-for-U.S.-Olympic-Committee/292/Articles

⁶⁸ The Wall Street Journal: New Olympic Panel Seeks Big Donors in Fundraising Bid , July 1, 2013 http://online.wsj.com/news/articles/SB10001424127887323689204578574273936173076?mg=reno64-wsj &url=http%3A%2F%2Fonline.wsj.com%2Farticle%2FSB1000142412788732368920457857427393617307 6.html

⁶⁹ USOC Ends Revenue Dispute With IOC, Paving Way for Olympic Bid, May 25, 2012 http://www.bloomberg.com/news/2012-05-24/usoc-ends-revenue-dispute-with-ioc-paving-way-for-olympic-bid.html

Improved USOC-IOC relationship on display, May 12, 2014

http://www.sportsbusinessdaily.com/Journal/Issues/2014/05/12/Olympics/USOC-NBC-side.aspx

⁷⁰ USOC Finance, Audited Financial Statements http://www.teamusa.org/footer/finance

5. スポーツ担当省庁と他省庁の「連携」

米国における近年のスポーツ政策のうち、本調査の調査対象である6つの政策項目について、PCFSN または USOC が他省と実施した連携/協力は、次のように示される。

図表-7-17 6つの政策項目における PCFSN または USOC と他省庁の連携状況

政策項目	PCFSN または には USOC の 役割	他機関との 連携/協力	概要	本項に おける 小項目
① スポーツを通じた健康増進	PCFSN (主管)	保健福祉省 農務務省 国務務省 内務育省	・保健福祉省による国民の健康増進運動 'Healthy People 2020' の実現を図るため、PCFSN が保健福祉省各庁局及び関係各省と連携し、'The President's Challenge'プログラム等を推進。同プログラムは子供を主対象者とするが、全国民が参加可能。	(1)
② 障害者スポーツの振興	PCFSN (主管)	保健福祉省	・PCFSN は障害をもつ青少年を対象に身体活動の参加機会を 提供する ICDI(I Can Do It, You Can Do It!)プログラムを 2014 年より全年齢層、全国に拡大。また連邦政府の障害者 ポータルサイト Disability.gov と提携して情報発信を実施。一 連の取組は保健福祉省 CDC (疾病予防管理センター) その他 庁局と連携。	(2)
	USOC (主管)	退役軍人省	・USOC は U.S.Paralympics を通じて障害者スポーツ団体に対する支援を実施。 ・USOC は退役軍人省と連携し、傷痍軍人を対象にパラリンピックスポーツ/競技の訓練/参加機会を提供するプログラムを実施。	
③ スポーツ産業の振興や、 スポーツ産業との連携を 通じた競技力強化	USOC (主管)	-	・USOC は競技力強化を所管するが、スポーツ産業の振興を政策として実施せず。	_
④ 地域のスポーツ施設の整備	-	州/郡 (主管)	・州/郡の自治体が当政策を所管、実施。 ・州/郡の自治体が大型スタジアム等スポーツ施設を整備する際に財務省が講じる連邦税の減免措置は、当該自治体の住民でない米国民に等しく整備資金を負担させる公共投資との批判がある71。	-
⑤ スポーツを通じた地域活性化	USOC (主管)	-	・USOC の地域オリンピック運動活性化プログラム(CODP)は競技統括団体が特に優れた草の根スポーツ団体を発掘/連携し、次世代のエリート選手育成に結び付ける活動。2012年は3万人の青少年が参加し8千人が選抜 ⁷² 。 ・2001年から2009年まで国務省に設置されていた活動局(Ops: Operations Directorate)は国際スポーツイベント招致にあたっての安全確保を所管 ⁷³ 。	_
⑥ スポーツを通じた国際交流・貢献の推進	_	国務省 (主管)	 ・USOC は国際交流事業を 1989 年に廃止⁷⁴。 ・国務省教育文化局 Sports United Division が、ISPI(International Sports Programming Initiative)、スポーツ交流、国際親善試合の協賛等事業を実施⁷⁵。 	_

以下に、PCFSN または USOC による HHS(保健福祉省)庁局を含めた他省との連携/協力の例がみられる2つの政策項目について解説する。

http://taxfoundation.org/blog/implicit-federal-funding-local-sports-facilities

Matthew Glans (2014) 'Research & Commentary: Taxpayer Funding of Sports Facilities'

⁷¹ The Implicit Federal Funding of Local Sports Facilities

⁷² USOC, Community Olympic Development Program (CODP)

http://www.teamusa.org/About-the-USOC/In-the-Community/Partner-Programs/CODP

⁷³ The U.S. Department of State Archive, Operations Directorate (Ops) http://2001-2009.state.gov/s/ct/about/org/c16675.htm

New York Times, May 1, 1988, 'U.S.O.C. Cutting Foreign Aid Program'

⁷⁵ Sports Diplomacy http://usforeignpolicy.about.com/od/usstatedepartment/a/Sports-Diplomacy.htm United States Department of State, Bureau of Educational and Cultural Affairs, Sports Grants http://eca.state.gov/programs-initiatives/sports-diplomacy/sports-grants

(1) スポーツを通じた健康増進

PCFSN は、設置根拠である大統領令の第3条「委員会の機能」に、日常的な身体活動、 (regular physical activity)、体力づくり (physical fitness)、スポーツ活動への参加 (sports participation)、栄養状態の適正化 (good nutrition) につき保健福祉省長官を通じて大統領 に助言する機能が与えられ、事務局は各省局と連携して関係施策の実施にあたる。

第3条 委員会の機能

- (a) 委員会は、長官を通じて大統領に対し、本令の目的の達成に向けた進捗状況に係る助言を行い、 長官を通じて大統領に対し、より進捗させるための行動について助言を行うものとする。
- (b) 委員会は、日常的な身体活動、体力づくり、スポーツ活動への参加、栄養状態の適正化を振興する方法について、長官に助言を行うものとする。助言の内容は、連邦または州あるいは地方の身体活動、体力づくり、スポーツ活動への参加、栄養状態の適正化に係る公共の啓発運動に関する事項、あるいは、公共セクターと民間セクターにおける健康増進活動の関係者らの連携機会に関する事項とするが、必ずしもこの限りではない。
- (c) 委員会は、身体活動、体力づくり、スポーツ活動への参加、栄養状態の適正化を発展、向上する機会に関して長官に助言を行うために、関係する州、地方、民間関係者らとの橋渡しとして機能し、地方、州、国レベルで奉仕するものとする。
- (d) 委員会は、プログラム、及び委員会が後援または協賛あるいは作成した教育または推進のため の資料につき、その向上の必要性について監督し、係る必要性に関する助言を長官に対して行 うものとする。また委員会は、その機能を果たすにあたり、'米国民のための食生活指針'及び'米 国民のための身体活動指針'を考慮するものとする。

PCFSN が主体となって実施する「スポーツを通じた健康増進」に関する諸施策について、 HHS(保健福祉省)庁局を含む他省庁の連携/協力が認められるものを以下に整理する。

図表-7-18 「スポーツを通じた健康増進」に係る PCFSN の他機関との連携/協力

2013 会計年度の 実施施策	連携/協力の相手方	連携/協力の実施概要
青少年体力づくり 大統領プログラム (PYFP)	・CDC(HHS 疾病管 理予防センター) ・教育省 ・労働省	・1966 年に開始された、PCFSN が主管し CDC が連携する・青少年体力づくり大統領プログラム (PYFP) 'は、学校における体育教育支援のための民間補助金の受給支援、学年別体力指標及び体力測定マニュアルの提供、体力及び身体組成の改善が顕著に認められた学校や生徒に対する顕彰活動等を行うもの ⁷⁶ 。優秀な取組を行った学校に対しては、各州上位3校に'State Champion School' の認定が授与される ⁷⁷ 。 ・PCFSN は同プログラムの実施にあたって教育省、労働省、民間団体など多数の関係者間の橋渡し役を担う ⁷⁶⁷ 。 ・同プログラムの中核施策である'大統領からの挑戦状 (The President's Challenge) 'は、2013 年より参加対象を全国民と学校を含むすべての団体・企業に広げ、参加者が体力テスト (Physical Fitness Test) など PCFSN が提供する活動から任意選択、ウェブ上で登録して参加。・同プログラムのサイトからは教育者向けガイドブック、CDC 監修による資料のダウンロードのほか、関連グッズの購入が可能。・2012 年、PCFSN は身体活動の改善状況が優秀な個人を顕彰する大統領賞を、栄養改善状況を選考基準に加えた 'PALA+' として実施 ⁷⁶ 。・2013 年、PCFSN は新設した '国内優秀自治体賞 (PFIP) 'の選考を実施、全州的に同プログラムに基づく顕著な取組を行ったジョージア州が受賞。

⁷⁶ CDC, Healthy People 2010 Final Review - Complete Report, Chapter 22. Physical Activity and Fitness http://www.cdc.gov/nchs/data/hpdata2010/hp2010_final_review.pdf

⁷⁷ The President's Challenge https://www.presidentschallenge.org/participate/index.shtml

⁷⁸ Presidential Youth Fitness Program (PYFP) http://www.pyfp.org/

⁷⁹ PCFSF, Presidential Active Lifestyle Award (PALA+) https://www.presidentschallenge.org/challenge/active/

2013 会計年度の 実施施策	連携/協力の相手方	連携/協力の実施概要
学校における 60 分間の身体活動実 施キャンペーン	・保健福祉省、農務 省、教育省、住宅 都市開発省、労働 省、内務省の各長 官 ・HHS 各庁局	・2010 年、ミシェル・オバマ大統領夫人提唱による、学校で毎日 60 分間の身体活動を確保するキャンペーン 'Let's Move! Active Schools (LMAS) 'は、主要閣僚をはじめ保健、スポーツ関係者らの賛同を得て開始 ⁵⁰ 。 ・LMAS は PCFSN が主催し、HHS 各庁局が協働、ナイキほか民間諸団体が後援する体制で推進 ⁵¹ 。LMAS には全国 9,000 校以上が参加登録、うち 16 の学校区が完全実施を達成済、2014 年中にはさらに 10 学校区が完全実施を果たす見込。
予備役及び州兵の 家族に対するスポーツジム会員資格 付与イニシアティブ	 ・障害を持つ国民の健康・体力向上のためのホワイトハウス・カーラム ・NICHD (HHS 国立ス・シュライバー、リス・ライバー、リス・ライバー、リス・サイが、所) 82 	・2011 年、ミシェル・オバマ大統領夫人とジル・バイデン副大統領夫人の提唱により、予備役及び州兵の家族がトレーナーによるスポーツ指導や近隣の民間スポーツジム会員資格の無償付与を受けることで毎日60分間の身体活動を習慣づける'Joining Forces'イニシアティブをスタート、PCFSN が主管 ⁸³ 。 ・全国の予備役及び州兵の同居家族(配偶者、10代の子供、親、兄弟)を対象に有効期間6か月の無償会員資格を付与。会員資格の無償化及びトレーナー派遣には、スポーツジム全国組織 ACE、スポーツクラブ国際組織のIHRSA が全面的に協力。 ・当イニシアティブには、ホワイトハウス幹部研究フォーラム、及びNICHD(国立ユーニス・ケネディ・シュライバー小児保健発達研究所)が 2014 年 10 月に共同のイベントを開催するなど、協力 ⁸⁴ 。
'青少年向け体力 テスト'の測定基 準の改定、及び'米 国民のための身体 活動指針'中間報 告書の作成	 ODPHP(HHS 疾病予防健康増進局) CDC(HHS 疾病管理予防センター) NIH(HHS 国立衛生研究所) 	 2012 年、PCFSN は CDC 及び体力づくり関係企業の代表者らの協力を得、当初 1985 年に策定された '青少年向け体力テスト(Youth Fitness Test)'の測定基準を 20 数年ぶりに改定⁸⁵、2008 年に策定した 6 歳以上の全国民を対象とする '米国民のための身体活動指針 (PAG)'の将来の改定を見据えたもの⁸⁶。 2013 年、PSFSN 内に青少年の身体活動量増加に係る HHS の戦略の見直しを実施するための小委員会(subcommittee)を設置、委員長にPCFSN 委員の Risa Lavizzo-Mourey 博士、委員には HHS の ODPHP、CDC、NIH の各代表が就任。 小委員会は 2013 年 3 月に '米国民のための身体活動指針中間報告書を公表⁸⁷。

(連邦政府国内助成目録(CFDA)、保健福祉省 2014 年議会予算要求書、その他ウェブ情報等より整理) 88

Note: The White House, February 09, 2010, First Lady Michelle Obama Launches Let's Move: America's Move to Raise a Healthier Generation of Kids

http://www.whitehouse.gov/the-press-office/first-lady-michelle-obama-launches-lets-move-americas-move-raise-a-healthier-genera

⁸¹ Let's Move! Active Schools (LMAS) http://www.letsmoveschools.org/about

⁸² NIH Eunice Kennedy Shriver National Institute of Child Health and Human Development https://www.nichd.nih.gov/Pages/index.aspx

⁸³ PCFSN, Joining Forces http://www.fitness.gov/participate-in-programs/joining-forces/

⁸⁴ White House Summit and Research Forum on Improved Health and Fitness for Americans with Disabilities

http://www.cvent.com/events/white-house-summit-and-research-forum-on-improved-health-and-fitness-for-americans-with-disabilities/event-summary-f19d7b09d152485e8b8319b69f5d9e7e.aspx

⁸⁵ PCFSN Blog, America's Youth Fitness Test Gets a Makeover, September, 11 2012 http://www.fitness.gov/blog-posts/americans-youth-fitness-test-gets-a-makeover.html

⁸⁶ HHS, Physical Activity Guidelines for Americans

http://www.health.gov/paguidelines/

⁸⁷ Physical Activity Guidelines for Americans Midcourse Report (PAG MR): Strategies to Increase Physical Activity Among Youth http://www.health.gov/paguidelines/midcourse/

⁸⁸ CFDA (Catalog of Federal Domestic Assistance), PCFSN

https://www.cfda.gov/?s=program&mode=form&tab=step1&id=afbf565d01bbae868e12709f3804c293
Department of Health and Human Services, Justification of Estimates for Appropriations Committees, Fiscal Year 2014 pp.85-86 http://www.hhs.gov/budget/fy2014/secretary-congressional-justification.pdf
PCFSN, Research & Reports http://www.fitness.gov/resource-center/research-and-reports/
PCFSN, Council Resources http://www.fitness.gov/resource-center/council-resources/

(2) 障害者スポーツの振興

●PCFSN による障害者スポーツの振興

PCFSN が主管し保健福祉省の CDC (疾病管理予防センター) と連携して実施している ICDI (I Can Do It, You Can Do It!; 私ができるなら, 君にもできる!) は、障害を持つ子供を 対象に 2004 年に開始され、2011 年に一旦廃止されて後、2014 年から新たに全年齢層に対象を拡大した、身体活動への参加機会を提供するプログラムである89。

ICDI プログラムは、2006 年に CDC 委託によるニューメキシコ大学健康科学センターによる評価報告書において、参加者の身体活動状況の改善に係る有効性が確認されている%。2011 年までの ICDI プログラムは、学校、大学、地域機関を拠点として、障害を持つ子供(Kids and teens; 6 歳から 17 歳まで)を対象に身体運動量の増加と食生活に係る習慣のための改善指導を行うもので、オンライン登録により参加した子供には、派遣された専門家(mentor)の指導の下に8週間のプログラムが提供される。また、同プログラムを修了した子供には大統領賞(PALA: Presidential Active Lifestyle Award)の認定証が授与される。

2011 年に ICDI プログラムは一旦廃止された。これを受けて PCFSN は、これまでのプログラムの評価と今後提供すべき ICDI プログラムの望ましい在り方の検討を実施すべく、専門家で構成された小委員会を設置した。小委員会は、米国における障害者の健康及び身体活動に係る現状を以下のように把握した。

- ・米国民のうち障害を持つ人の数は、約56百万人。
- ・米国において障害を持つ子供の肥満率は健常者の子供と比べて 38%高く、障害を持つ成人の 肥満率は健常者の成人と比べて 57%高い。
- 障害を持つ成人の日常的な身体活動実行率は 12%と、健常者の成人の 22%と比較して約半分にとどまっている。
- 適切な医療へのアクセスが困難な障害者の割合は29%であるのに対し、健常者のそれは12%である。

これらの現状把握に基づき、小委員会は、今後改めて実施すべき ICDI プログラムの対象者を全ての障害を持つ米国民とすることを PCFSN に提言した。PCFSN はこの提言を受けて、2013 会計年度の第3四半期より、対象者を全ての障害者に拡大し、提供期間を8週間から6週間に短縮した ICDI プログラムの実施を決定した。

なお、ICDI プログラムは、連邦政府の障害者ポータルサイト Disability.gov と提携して活動に関する情報発信を実施している。また、保健福祉省の下部機関 NIH(国立衛生研究所)の FNIH(国立衛生研究所財団)は、ICDI プログラムに参加する地域の機関に対して、民間セクターから寄せられた 225 千ドルの寄付金を原資とした補助金の交付を実施している⁹¹。

⁸⁹ PCFSN, 'I Can Do It, You Can Do It!'

http://www.fitness.gov/participate-in-programs/i-can-do-it-you-can-do-it/

⁹⁰ University of New Mexico Health Sciences Center, Consent to Participate In Research, Evaluation of I Can Do It, You Can Do It cdd.unm.edu/dhpd/pdfs/finalreportattachments.pdf

⁹¹ Foundation for the National Institute of Health, 'I Can Do It, You Can Do It!' http://www.fnih.org/work/areas/ican-youcan

●USOC による障害者スポーツの振興

USOC は、U.S. Paralympics(米国パラリンピック協会)に直接財政支援を行い、U.S. Paralympics が高水準競技者向け助成金の再配分や、障害を持つ国民に対するスポーツ参加機会の提供を行っている⁹²。USOC による U.S. Paralympics への財政支援は、毎年約 20 百万ドルの水準で推移している(図表-7-16)。

USOC が障害者スポーツの振興に関して行政各省と連携を行っている例としては、現役/退役の傷痍軍人を対象にパラリンピックスポーツ/競技の訓練/参加機会を提供するためのASG プログラム(Adaptive Sports Programs for disabled Veterans and Members of the Armed Forces; 退役/現役傷痍軍人のためのアダプティブスポーツプログラム)の運用に関し、USOC が退役軍人省と連携して実施していることがあげられる。

2007 年、USOC のパラリンピック局(USOC Paralympic Division)は連邦議会及び退役軍人省関連機関(Veteran Service Organizations)からの要請を受け、現役/退役の傷痍軍人に対する地域レベルでの身体活動機会のプログラム提供を行うこととなった。退役軍人省は財源の確保及びプログラムの設計を行い、USOC は人的及び運営上の支援を行う。

2008 年 10 月 10 日には '退役軍人福利厚生向上法'が第 110 回議会で承認された⁹³。同法を設置根拠として、退役軍人省内に ASG プログラムの運営課(VA National Veterans Sports Programs & Special Events Office)が設置され、同運営課は退役軍人省スタッフと U.S. Paralympics のスタッフが共同で事務を行うこととなった。

また、U.S. Paralympics は 2013 年 9 月より、独自に USOC パラリンピック現役/退役軍人プログラム(U.S. Paralympics Military & Veteran Programs)を設け、ASG プログラムのなかで運用を始めた。このプログラムは、退役/現役の傷痍軍人が地域の軍施設や診療所でリハビリ運動指導が受けられるよう、これら施設に対して補助金を交付するものである⁹⁴。 ASG プログラムの 2013 年時点の成果は以下のとおりである⁹⁵。

- •200 団体以上のパラリンピック・スポーツクラブが ASG プログラムに参加。
- ・850人以上の地域または軍出身者がリーダーとなり、退役軍人らの身体活動訓練を支援。
- ASG プログラム開始以来、延べ 8,200 人の障害を持つ退役軍人が参加。
- 'USOC パラリンピック現役/退役軍人プログラム'補助金交付は延べ 297 件、13.8 百万ドル。

なお、2013 年 12 月 20 日に '退役軍人省措置延長法'が第 113 回議会で承認された⁹⁶ことで、ASG プログラムの運営費用に対する連邦政府の補助金 'VA Adaptive Sports' 交付が決定し、財源の安定的な確保が図られた⁹⁷。

^{92 2013} 年、U.S. Paralympics は国内 48 州及びコロンビア特別区においてパラリンピック・スポーツクラブ 198 団体をパートナーとし、23 競技種目による競技会を 192 回開催した。障害者に対するスポーツ参加機会の年間提供実績は、青少年 8,740 人、成人 13,790 人(傷痍軍人または退役軍人 4,758 人を含む)である。 USOC 2013 Annual Report, p.17 http://www.teamusa.org/Footer/Finance

⁹³ Veteran's Benefits Improvement Act of 2008, 110th Congress, Public Law 110-389

⁹⁴ U.S. Paralympics, Military http://www.teamusa.org/us-paralympics/military

⁹⁵ U.S. Paralympics, United States Paralympic Integrated Adaptive Sports Program http://www.teamusa.org/us-paralympics/military/veterans-affairs-partnerships

⁹⁶ VA Expiring Authorities Extension Act of 2013, 113th Congress, Public Law 59

⁹⁷ VA Adaptive Sports http://www.va.gov/adaptivesports/va_about_programOverview.asp

6. 参考文献

【日本語文献】

- •高澤美有紀(2013)「アメリカ及びイギリスにおける公職任命の議会による統制」レファレンス 2013.10, 国立国会図書館調査及び立法考査局
- 大林啓吾(2013) 「ホワイトハウスのツアーリ」千葉大学法学論集第 28 巻 1 2 号, pp.117-154
- 廣瀬淳子(2013)「アメリカ連邦議会の行政監視ー制度と課題ー」外国の立法 255, 国立国会図書館調査及び立法考査局
- ・WIP ジャパン(2012)「スポーツ政策調査研究(ガバナンスに関する調査研究)」第1章 米国
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社(2012)「カナダ・米国における実績評価の動向及びその運用実態に関する調査研究」
- 廣瀬淳子(2010)「オバマ政権の大統領行政府とホワイトハウスの機構ーアメリカにおける行政機関の 再編ー」外国の立法 246,国立国会図書館調査及び立法考査局
- ・三浦嘉久(2008)「障害学生の教育支援法制ーカリフォルニア州コミュニティ・カレッジに関する事例研究ー」鹿児島純心女子短期大学研究紀要 第38号,57-62
- •自治体国際化協会(2008)「米国の初等中等教育における教育制度と結果に対する説明責任~No Child Left Behind 政策を中心に~」 Clair Report No. 328
- 森毅(2006)「米国の連邦政府における内部統制について」金融研究/日本銀行金融研究所, 2006.8, pp.109-126

【英語文献】

- Paul R. Verkuil, Jane E. Fountain (2014) 'The Administrative Conference of the United States: Recommendations to Advance Cross-Agency Collaboration under the GPRA Modernization Act', Public Administration Review, Volume 74, Issue 1
- Matthew Glans (2014) 'Research & Commentary: Taxpayer Funding of Sports Facilities'
- Administrative Conference of the United States (2013) 'GPRA Modernization Act of 2010: Examining Constraints To, and Providing Tools For, Cross-Agency Collaboration'
- Government Accountability Office (2013) 'Characteristics of Presidential Appointments that do not Require Senate Confirmation', Report to Congress, March 1, 2013
- John M. Kamensky (2011) 'GPRA Modernization Act of 2010 Explained' IBM Center for The Business of Government
- Joseph M. Turrini (2010) 'The End of Amateurism in American Track and Field', University of Illinois Press, 1st edition
- George A.Krause et al. (2006) 'Political Appointments, Civil Service Systems, and Bureaucratic Competence: Organizational Balancing and Executive Branch Revenue Forecasts in the American States', American Journal of Political Science, Vol. 50, No. 3, July 2006, pp.770-787
- Senate Report 108-114 United States Olympic Committee Reform Act of 2003
- United States Olympic Committee Reform Act of 2003: report of the Committee on Commerce, Science, and Transportation on S. 1404
- USOC Is Facing Hard Time at Hearing, Los Angeles Times, January 28, 2003
- State of the United States Olympic Committee (USOC) Tuesday, January 28, 2003